

第53回全国選抜社会人相撲選手権大会

競技規程

(公財)日本相撲連盟競技会規程、同審判規程による。

1. 競技規則

1. 競技は、団体戦及び個人戦とする。
2. 団体戦の選手編成は、3人制とする。
3. 団体戦の競技方法は、参加全団体により予選3回戦を行って優秀団体を決定し、その優秀団体によるトーナメント戦方式とする。3位決定戦を行う。優秀団体は、予選3回戦の勝ち数が上位の8団体とし、勝ち数が同数の場合は、得点の上位団体とする。勝ち数・得点がともに同数の場合は、同点決勝戦を行う。
トーナメント戦及び同点決勝戦の組合せ抽選は、予選終了後に会場で行う。
4. 団体戦に出場する選手は、参加申込書に記載の5名のうち4名に限る。交代して出場できる選手は、1名とし、監督会議で決定する。団体戦における選手の出場順位は、申込書の記載順とする。
選手名の変更は、抽選日までに限り認める。
5. 個人戦は、参加者全員をA、B、C、Dの各ゾーン毎にトーナメント戦方式で優秀選手を定め、その優秀選手をもって決勝トーナメント戦を行う。3位決定戦は、行わない。
6. 個人戦における選手の交代は、認めない。

2. 競技者規則

1. 参加団体・選手は、大会開始時刻30分前までに会場で受付を済ませること。
2. 選手は、まわし以外のものを身につけてはならない。ただし、負傷者は、相手に危害を及ぼすおそれのないものに限り、包帯、サポーター、足袋等を身につけることができる。
3. まわしは、選手の心構えを象徴するものであり、所定の締め方で、きつく締めなければならない。
4. まわしには団体名を示すゼッケン(25センチ以内)及び段位取得者は段位章をつけること。
5. 選手は、放送で呼び出された後、土俵に上がり徳俵の内側で塩をまき、「ちりちようず」の礼を行う。立ち合いは、選手双方が同時に両手を土俵につき静止した後、主審の「ハッケヨイ」の掛け声により立ち合う。競技終了後は徳俵の内側にもどって、主審の号令で互いに立礼し、勝った選手はその場で「そんきょ」し、目礼して主審の「勝ち名乗り」を受ける。負けた選手は、そのまま土俵を下りるものとする。
6. 選手は「立てまわし」「折込み」及び包帯などをつかんではいならない。また両手を「合掌」に組んではならない。つかんだ(組んだ)場合は、直ちに放さなければならない。
7. 団体戦の競技開始前及び終了後は、選手全員が土俵溜に整列し、主審の号令で立礼する。
8. 審判員協議の場合は、選手は速やかに土俵を下りて待機する。
9. 選手は、手足の爪を短く整え、身体の清潔に留意して、不快感を与えるような言動をしないこと。

3. 審判規程

1. 競技の勝負判定は、当該審判員に限る。
2. 次のような場合は、審判員の協議で負けとする。
①負傷などにより、競技続行が不可能と判定されたとき。②禁手を用いたときまたは用いたと判定されたとき。③選手が勝手に競技を中止したとき。④故意に立たない選手と審判員が認めたとき。⑤審判員の指示に従わないとき。
3. 禁手とは、次のことをいう。
①拳で殴る。②胸部、腹部等を蹴る。③目など急所を拳や指で突く。④頭髪、のどをつかむ。⑤前ぶくろをつかむまたは横から指を入れて引く。⑥一指または二指を折り返す。⑦噛む。
4. 「張り手」については、審判員が協議し、故意に用いたと判定した場合は負けとし、故意と判定しない場合は取り直しとする。
5. 競技中まわしの前ぶくろが解けてはずれた場合は、負けとする。
6. 放送で呼び出しても土俵溜に入場しない選手は、負けとすることができる。
7. 競技はすべて「まった」なしで行う。立ち合いは、仕切線の後方で、選手双方が同時に両手を土俵に付き静止させて立ち合うものとし、両手を瞬間的につく立ち合いは認めない。主審の掛け声の前に立ち上がった場合など、不適当な立ち合いが行われたと認められたときは、主審の判断でやり直し、主審の掛け声にかかわらず不成立を認められたときは、審判長の判断または審判員の協議でやり直しとする。立ち合いの正常化を求める。
8. 競技開始後5分を経過しても勝負が決しない場合は、競技を中止し、直ちにやり直しとする。

○ 開・閉会式

開会式は午前9時から、閉会式は競技終了後行う。

表彰規程

- (1) 団体優勝チームには、北國新聞社優勝旗(持ち回り)、(公財)日本相撲連盟楯(持ち回り)、内閣総理大臣杯(持ち回り) ※予定、内閣総理大臣賞状※予定、文部科学大臣賞状※予定、自民党国民運動本部長杯(持ち回り)、石川県知事杯、北陸放送賞、北信越相撲協議会長賞、金メダルを授与する。
- (2) 団体第2位チームには、河北郡市相撲連盟会長賞、津幡町商工会長賞、銀メダルを授与する。同第3位チームには、津幡町教育長賞、銅メダルを授与する。
- (3) 団体戦の全対戦(同点決勝戦、3位決定戦を除く)を通じて最高得点を得たチームには、津幡町議会議長賞を授与する。
- (4) 個人優勝選手には、津幡町長優勝旗(持ち回り)、内閣総理大臣杯(持ち回り) ※予定、内閣総理大臣賞状※予定、文部科学大臣賞状※予定、自民党国民運動本部長杯(持ち回り)、石川県議会議長賞、(一社)石川県相撲連盟会長賞、金メダルを授与する。
- (5) 個人第2位選手には、(公財)石川県スポーツ協会会長賞、河北郡市会長賞、銀メダルを授与する。
同第3位選手には、(一社)津幡町スポーツ協会会長賞、津幡町相撲連盟会長賞、銅メダルを授与する。
- (6) 前回優勝チーム、個人優勝選手には、レプリカを贈る。
- (7) 総務委員会が認めた選手、役員に参加賞を授与する。

〒929-0342

石川県河北郡津幡町北中条3丁目1番地(津幡町文化会館「シグナス」内)
津幡町教育委員会生涯教育課スポーツ推進係
全国選抜社会人相撲選手権大会事務局
TEL(076)288-2125 FAX(076)288-8527